

特別支援教育の概要と 学校における医療的ケア

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

本道における医療的ケア実施のための体制整備

平成10～13年度	○ 「養護学校における医療的ケアに関する研究会」設置
平成13年度	○ 「北海道夕張高等養護学校」開校
平成15・16年度	○ 「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」
平成16年10月	○ 厚労省、文科省「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」通知
平成17年度～	○ 「養護学校における医療的ケア体制整備事業」実施 (現：特別支援学校における医療的ケア体制整備事業)
平成23年12月	○ 文科省「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」通知
平成28年6月	○ 児童福祉法の改正 ○ 文科省等「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」通知
平成29年度～令和元年度	○ 「高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業」
平成31年3月	○ 文科省「学校における今後の医療的ケアの対応について」通知
令和3年9月	○ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行 ○ 文科省「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策



(教育を行う体制の拡充等)

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

- 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要
- 医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」（令和3年9月17日）3文科初第1071号文部科学省初等中等教育局長通知

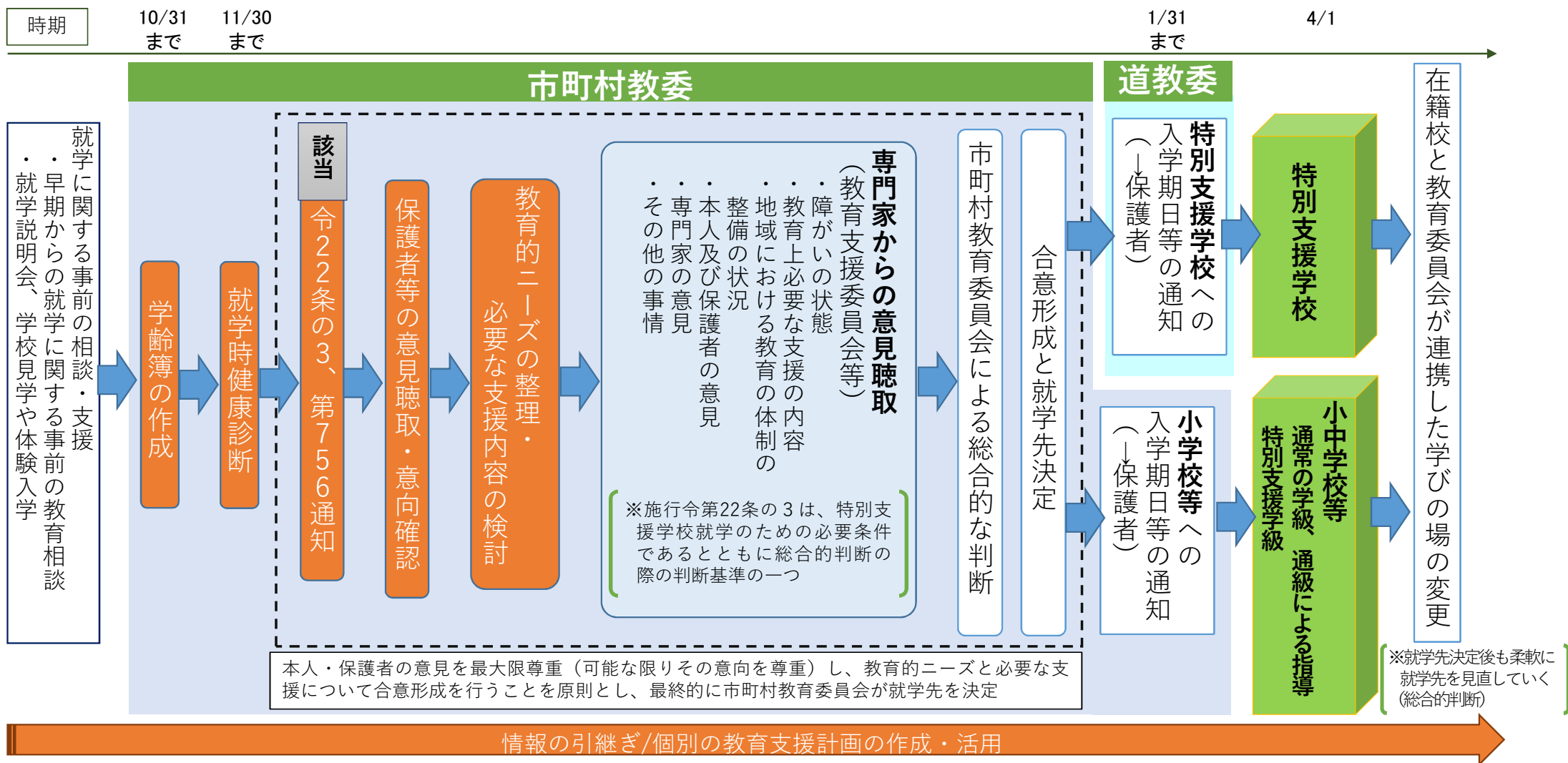
特別支援教育の概要

障がいのある児童生徒に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、専門性の高い教育を実施	障がいの種別ごとの学級を編制し、児童生徒一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障がいに応じた特別な指導を実施
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】 1学級6人 【高】 1学級8人 ※ 重複障がいの場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】 13人に1人の教員を措置 ※ 平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。 障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※ 知的障がい者を教育する特別支援学校では、他の障がい種と異なる教育課程を編成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】 週1～8コマを標準 【高】 年間7単位以内
	それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。		

文部科学省「新しい時代の初等中等教育の在り方について」関係資料（平成31年4月）

障がいのある児童生徒の就学先決定（手続きの流れ）



「文部科学省初等中等教育局特別支援教育課『障害のある子供の教育支援の手引』令和3年6月」に基づき作成

特別支援学校の対象となる児童生徒

ア 視覚障害者

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

イ 聴覚障害者

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

ウ 知的障害者

- 一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

エ 肢体不自由者

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

オ 病弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

特別支援学級の対象となる児童生徒

ア 知的障害者



知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者



補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び
身体虚弱者



- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者



拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者



補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者



口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・
情緒障害者



- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

通級による指導の対象となる児童生徒

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥
多動性障害者

年齢又は発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、
病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

学校において医療的ケアを実施する意義

学校において医療的ケアを実施することで



○ 教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加



○ 経管栄養や導尿等を通じた生活リズムの形成

(健康の保持・心理的な安定)

○ 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成

(コミュニケーション・人間関係の形成)

○ 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上

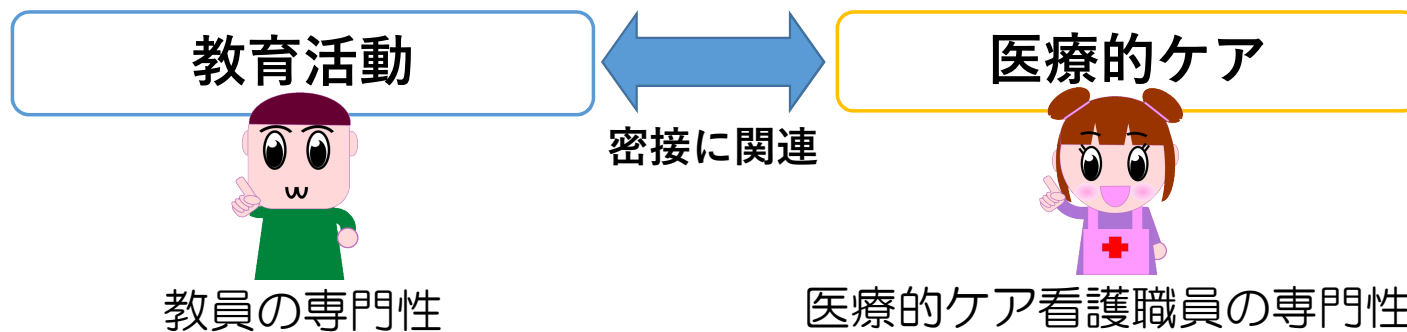
(心理的な安定・人間関係の形成)

○ 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築

(人間関係の形成・コミュニケーション)

平成29年度特別支援学校における医療的ケアに関する連絡協議会資料より抜粋（平成29年）文部科学省

医療的ケアが必要な児童生徒が安全に学習できる環境をつくるために



- ☆ 医療的ケア看護職員は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、教員がその専門性を活かしてサポートする。
- ☆ 教員は、その専門性を活かして授業を進め、医療的ケア看護職員が、その専門性を活かしてサポートする。

↓

教員と医療的ケア看護職員双方がその専門性を発揮して
児童生徒の成長・発達を最大限に促す。

医療的ケア指導医による巡回相談

目的

医療的ケアに精通した医師（以下、「医療的ケア指導医」という。）を医療的ケア児が在籍する公立学校に派遣するなどして、医療的ケア実施体制の整備等について助言することにより、本道における医療的ケア児に対する教育や校内支援体制の充実を図る。

巡回相談における医療的ケア指導医の業務

- 在籍する医療的ケア児への対応に係る校内支援体制の整備に係る助言
- 当該医療的ケア児の医療的ケア実施に係る対応に関する指示
- ※ 医療的ケア指導医が医療的ケアの実施に係る指示を行う場合については、医療的ケア指導医は主治医から情報提供を受け、診察を行った上で、助言する。